

防犯灯は本年度十基予定しており、大体一千百三十基分、道路照明灯は今回の補正によって百九十基増設している。合わせて一千三百二十基分の電気料である。交通安全施設の反射鏡は一基十五万円程度、道路照明灯は一基八万円程度、白線は九千八百メートルで、一メートル当たり七千円くらいである等の答弁がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく当委員会の所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告とより御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 次に厚生委員長関 米吉君。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第七十九号昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第四号)歳出予算のうち厚生委員会所管分に關する審査報告を申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査

報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査内容を御報告いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

本議案に対する当委員会の所管分は、市民部及び福祉部の歳出補正の關係であります。

まず關係部課長、所長より、補正の理由について説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の主なものは、一、社会福祉総務費について償還金、利子及び割引料で補助金の過年度分を精算返還する場合、現年度分と同じ節、区分で支出するやり方は一体正しいやり方かどうか。以前にも質問したが、再度見解を聞きたい。二、消防費のうち、第一分団車庫新築工事の補正について、五十四年に第三分団車庫をつくったが、今回の第一分団車庫にはその反省が盛り込まれているか。さらに今後の各分団車庫についての考え方はどうか。第一分団車庫用地買

収費が大幅補正されているが、当初計画よりどれくらい地積増となったものか。また防火貯水槽新設工事費二百七十七万五千円は耐震用のものなうか。三、衛生費のうち塵芥処理費に関連し、昨年暮れから正月にかけて、夜から明け方までリサイクルセンターが稼働していたが、そこまでしないと暮れ、正月の塵芥は処理できないうか。また防衛庁から借地しているさつき園の借地料は坪当たり百七十四円であるが、その入り口の民有地借地料は坪百円である。こんなばかな話はない。市長の見解を聞きたいなどでありました。

これに対し、市長及び関係部課長より、一つ、返還金の処理方法については確かに以前御指摘を受けましたが、都の指導に従ってこのように処理している。それ以外の特別な理由はない。二つ、消防費関係であるが、まず第一分団車庫はまだ実施設計に入っていないので第三分団車庫で支障となった問題を参考に改善可能なものは取り入れていきたい。今後の各分団車庫については同規模程度のもを継続して新築していく考えであるが、年度によってはいろいろな条件が異なる

場合もあるので、多少相違することがあるかもしれない。来年は第四分団車庫の建てかえになると思う。第一分団車庫用地の買収費は、当初二百五十二平方メートルを予定していたが、それが四百二十二平方メートルとなり、百七十平方メートルふえたためである。車庫建築に必要な敷地以外の部分については、効率的な運用を検討していきたい。防火貯水槽は耐震用というものではないが、自治省あたりの見解では地下埋設の鉄筋コンクリート貯水槽は壊れたことがないということである。三、リサイクルセンターの夜間稼働については、担当としてそのような記録はない。修理のため夜遅くなることはあるにしても、明け方までということはないので実情を早速調査する。さつき園の借地料関係について、入り口の民有地は地積も十坪で三角地ということと坪百円で借用している。防衛庁からの借地料は台帳価格をもとに国は地代を決めているのでそういうことになっていると思うが、早速防衛庁と折衝したいなどの各弁が行われ、質疑を終わり、採決の結果、全員異議なく本議案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決賜りま
すようお願いし、補足説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で各委員長の審査報告は終わりました。
これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) こう際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十九号については、討論を
省略し、各委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は各委員会審査報告どおり
可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号
は、各委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十一議案第八十号昭和五十五年福生市
国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。
本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委
員長から報告をお願いします。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第八十号昭和五十五年福生市国
民健康保険特別会計補正予算(第一号)に関する審査報告を
申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審
査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査内容について報
告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず担当課長より、今回の補正は、歳入歳出の総額にそれぞれ七千二百四十八万四千円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ十億六千四百四十八万四千円と定めようとするもので、歳入の主なるものは、議案第七十四号に係る保険税の調定増の五百六十六万八千円、前年度繰越金の六千六百二十万五千円、歳出の主なるものは、予備費の七千二百万一千円であるとの説明の後、質疑に入りました。

質疑においては、現在国保財政は一応余裕はあるが、給付費の伸びと人件費のアップということが問題になってくると思うが、これらが見通しはどうかという点について、担当部長より、人件費については、現在八名分であるが、給与改定は一般会計と同じく三・六%を見込んであるが、人事院勧告がこれ以上になるのではないかと考えている。したがって、見込みよりふえるのではないかと思う。御指摘のとおり、現在財政は一応の余裕を持っているが、医療費の伸びが非常に激しく、月平均五百万円、年間六千万円くらいふえるのではないかと

懸念している。また今年冬の流行性感冒の動向も大きなポイントになる。さらに今年度は行われまいだろうと言われているが、医療費の改定問題もある。いま一つの心配は、市民税関係で個人の市民税はかなり伸びているが、国保加入者の伸びが前年より低いのではないかと思われることである。現在、福生と立川の国保財政は非常によい状態であるが、市によっては百万円くらいの繰越金しかないところもある。いろいろと心配な点はあるが、五十五年度は乗り越せろと思っている。五十六年度分については、十二月ごろ医療費等全部ひくくめて検討したいとの答弁があり、質疑を終わし、採決の結果、全員異議なく当委員会としては、本議案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決あらんことをお願いし、補足説明といたします。

議長(小林菊三君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第八十号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は、委員会審査報告どおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第十二議案第八十一号昭和五十五年度福

生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 小堺仁七君登壇）

○建設委員長（小堺仁七君） 御指名でございますので、議案第八十一号昭和五十五年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）について、補足して御説明を申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ五百七十六万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ九千四百四十五万二千円とするものであります。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず本案審査に先立って、理事者より歳入の繰越金の節の数字

についての訂正方の発言があり、それを含んだ上で審査していくことにいたしました。

本家は歳入歳出それぞれに五百七十六万円を増額補正し、総額九百四十五万二千円としようとするものであるとの説明がありました。が、委員からの質疑はなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

ようしく御審議を賜りまして、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

○十七番（田村市郎君） ただいま建設委員長から九百四十五万と云われましたが、これは九百四十五万二千円ではないでしょうか。訂正をひらうか願います。

○建設委員長（小堺仁七君） ただいま田村議員からの御指摘のとおり、最後の歳出においては九百——と言いましたが、歳入を調べてみます

と九百——ではございませんので、訂正方をお願いいたします。

（「はい了解」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） ただいま、二十二番小堺仁七君から訂正の発言がございましたが、これを訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十一号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本家は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十三議案第八十二号昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名でございしますので、議案第八十二号昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)を補足して御説明を申し上げます。

福生市下水道事業補正予算(第三号)は、次に定めるところによつて歳入歳出の総額をそれぞれ一億五千九百四万九千円を追加し、

歳入歳出の総額をそれぞれ二十二億三千八百七十二万九千円と定めるものであります。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

冒頭、理事者より説明がありました後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、地方債の金利について、地下埋設物等の移設補償料について質疑があり、これらについて、理事者より、地方債の金利は、現在は公定歩合の八・二五%である。地下埋設物については移設と仮設の二通りの方法があるが、ガス会社の方から提出された図面上では安全が確認できても、実際に現地に入ったときの状態によつて、移設なり仮設の方法をとらざるを得ないことがあり、なかなかそのとおりにはいかないわけであります。工事の場所については、今後も常にかス会社の担当者によく協議して慎重に対処していきたい等の答弁がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長が審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっておりますが、議案第八十二号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第十四議案第八十三号昭和五十五年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 小堺仁七君登壇）

○建設委員長（小堺仁七君） 御指名でございますので、議案第八十三号昭和五十五年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）を補足して御説明を申し上げます。

この議案は、歳入歳出それぞれ三千六百万円を追加して、歳入歳出それぞれ四億八千九百四十万九千円と定めるものであります。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

冒頭に理事者より説明がありました後、質疑に入りました。
その主なものを申し上げますと、冷夏による水道使用量の影響に
ついて、また基地給水の量について質疑があり、理事者より、冷夏
の影響については、本年四月から七月までを昨年同期と比較すると
約一〇％程度の落ち込みになっている。東京都全体でも同期で約二
七億円程度の減になっているとの説明がありました。基地給水につ
いては、当初は一日一千五百トンくらい申し込みがあったが、これが始ま
って以来ずっと年間一千トン程度である等の答弁があり、お諮り
いたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと
決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告どおり御決定く
ださいようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第八十三号については、討論を
省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は委員会審査報告どおり可決
されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること
に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十三
号は、委員会審査報告どおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第十五議案第八十四号市道路線の認定に
ついてを議題といたします。

議七十六 議七十八 議七十九 議八十 議八十一 發言訂正 議八十二 議八十三 議八十四 議八十五

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名でございまして、議案第八十四号市道路線の認定について補足して御説明を申し上げます。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たっては、委員会の開会冒頭、現地をつぶさに視察した後、審査に入りました。

理事者より本五路線の認定について説明を受けましたが、委員よりの発言はなく、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十四号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は、委員会審査報告のとおり可決されました。